

福祉の ひろば

2006.11

No.20

- 大切な生活と財産を守る！
～成年後見制度を活用しよう～ 2
- 発進！県社協 4
- こんな取り組みをしています！
 - ・NPO法人スポネット弘前 5
 - ・ソフィア 5
- おらほの社協
 - ・六戸町社協 6
- 福祉ってどうか 7
- 経営相談Q&A 7
- 県社協から 8

特集

大切な生活と財産を守る！

～成年後見制度を活用しよう～



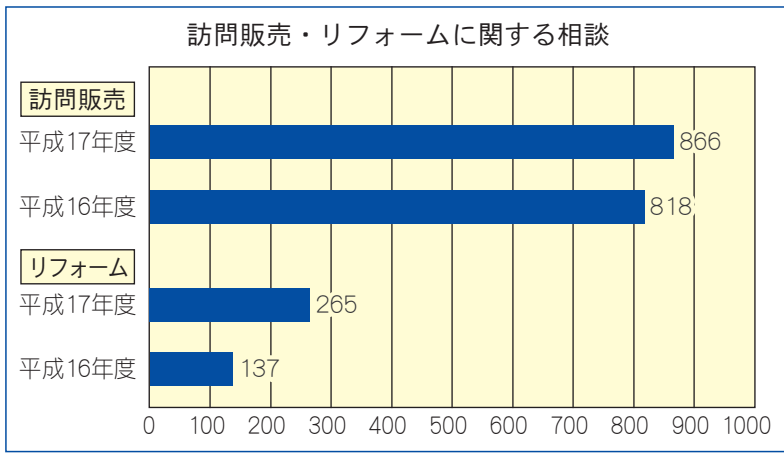
大晦日、高齢者世帯に配るおせちを詰める
ボランティアの方々（関連記事 おらほの社協）

特集

大切な生活と財産を守る！

―成年後見制度を活用しよう―

近年、判断能力が不十分となった認知症高齢者や障害のある方を狙った悪質な訪問販売や、 unnecessaryな住宅リフォームを行う業者などの被害が増加しています。リフォームに関し、県消費生活センターに寄せられた相談件数は、平成16年度から17年度にかけて137件から265件



と約2倍、訪問販売に関しても増加しています。こうした、判断能力が低下しているために大切な権利や財産が侵害される、深刻な問題を解決する制度の一つとして、平成12年から成年後見制度が始まりました。

進まない制度利用と新たな取組み

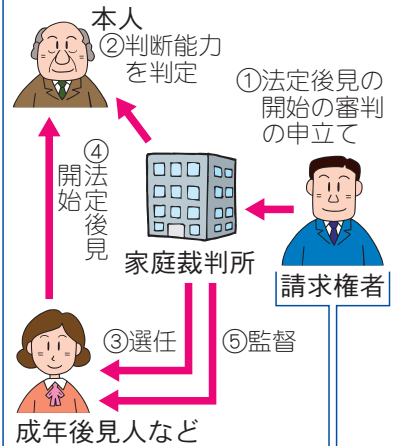
しかし、現在においても、利用は十分とは言えない状況にあります。制度の活用が進まない理由には、制度が十分に知

○申立・手続に必要なもの

- ・申立書・申立書付票
- ・登記印紙（4,000円）
- ・郵便切手（4,000円程度）
- ・申立人の戸籍謄本（1通）
- ・本人の戸籍謄本及び戸籍附票（各1通）
- ・成年後見人等候補者の戸籍謄本、住民票、身分証明書
- ・成年後見に関する登記事項証明書
- ・医師の診断書
- ・鑑定書（鑑定料は5～10万円程度）

図1 法定後見制度

親族などの申立人（身寄りのない方は市町村長）が法定後見の開始の審判を申立て、家庭裁判所によって適任として選ばれた人が本人を援助する制度です。

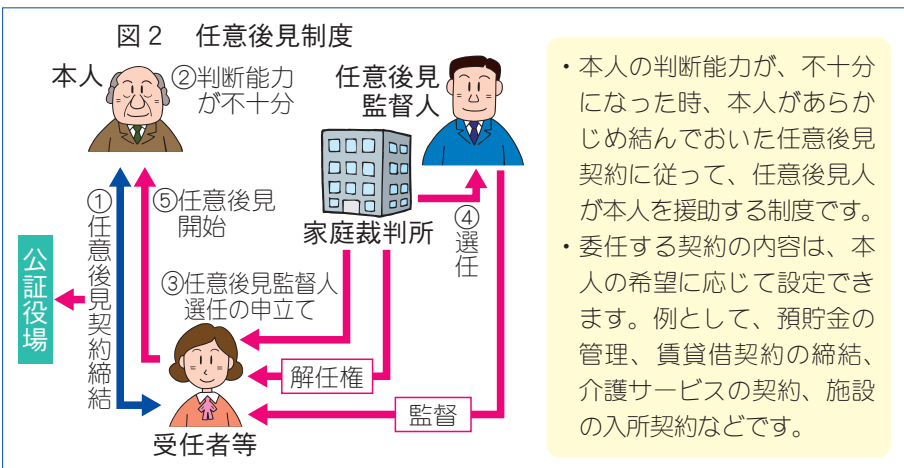


本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長

成年後見制度とは

認知症、知的障害や精神障害のある方など、判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護（介護施設への入退所などの生活への配慮）についての契約や財産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあります。このような方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度（図1）と任意後見制度（図2）の2つがあります。弁護士や司法書士などの第三者に後見人を依頼する場合、月2万円前後の報酬がかかります。

図2 任意後見制度



- ・本人の判断能力が、不十分になった時、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。
- ・委任する契約の内容は、本人の希望に応じて設定できます。例として、預貯金の管理、賃貸借契約の締結、介護サービスの契約、施設の入所契約などです。

県内社協の成年後見 制度への取組み

「成年後見制度は、活用したい本人や家族にとつて、仕組みや手続きが難しく、費用もかかるため、あきらめてしまうことがあります」と『権利擁護センターごしよがわら』設立の準備を進める五所川原市社協の三上行彦さんは話します。

『権利擁護センターごしよがわら』は、成年後見制度の円滑な利用を支援する役割はもちろん、福祉サービスや関係機関につなぎ、利用者の生活をトータルに支える体制を目指しています。



設立に向けて話合う、権利擁護センターごしよがわらの各委員

また、「相談者にワンストップで対応できるような体制づくりのため、これまでに以上に家庭裁判所や法務局、行政、地域包括支援センター、施設・病院とも連携し、地域で継続支援できる体制作りをすすめていきたいと思っています」と、地域全体で行う権利擁護への展望を語りました。

一方、十和田市社協では、社協における法人後見についての研究会を近隣の社協と発足、地域住民の判断能力が低下した後も、成年後見制度を利用して生活を支えることの必要性から、平成17年12月から社協で法人後見の受任を開始しました。「受任には結びついていないものの、関係機関からの相談も増しており、地域からの必要性と重要性を感じています」と十和田市社協の福田さんは話します。

権利擁護を社会全体の テーマに

平成15年に県社会福祉士会で『はあとなあ青森』を立ち上げ、現在は24人の委員で制度の普及・啓発や申立の相談・支援を行っています。成年後見は12件を受任中で、会員の10名が後見人として活動しています。

関連団体と開催していた連絡会が『権利擁護サポートセンターあおもり』としてステップアップし、相談会（毎月第2土曜日を予定）や事例検討を開催していますが、土日に開催していることもあつて、現在は行政の出席がありません。これからは、県・市町村を巻き込

み、更にネットワークを広げる必要性があります。

「今後の課題としては、後見人になれる第三者の不足の解消と、後見人への報酬が見込めない方には公的な支援・助成が必要だと思えます。権利擁護は社会の大きなテーマで、専門職や福祉に関する機関だけが取り組むのではなく、社会全体の課題として提言していきたいと考えています」と、社会福祉士の三上富士子さんは、高齢者や障害者の権利擁護を、社会全体で考えていくことの必要性について話しました。



制度の積極的な活用を

成年後見制度と聞くと「手続きが難しい」、「時間もお金もかかり、利用しにくい」という印象を受ける方も多いと思

ます。しかし、制度についてよく知らず、判断能力が低下した際に、大切な生活や財産が侵害されてしまうことは、将来的には誰の身にも起こりうる、重要な問題です。専門的な相談に応じ、助言する機関もありますので、お気軽に相談してみてください。

成年後見制度の相談機関

- ◆成年後見制度の手続きについて知りたい方は◆
青森家庭裁判所 _____ TEL 017-722-5351
- ◆任意後見制度について知りたい方は◆
青森合同公証人役場 _____ TEL 017-777-6696
- ◆第三者による成年後見人等受任について知りたい方は◆
青森県弁護士会 _____ TEL 017-777-7285
社団法人成年後見センター リーガルサポート青森支部 — TEL 017-776-8398
青森県社会福祉士会 ぱあとなあ青森 _____ TEL 017-723-2560
青森県社会福祉協議会 地域福祉権利擁護センター — TEL 017-721-1362

発進!

県社協

10月1日から地域福祉権利擁護事業の利用料が変わりました

○福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理に伴う利用料
支援1回：1500円

(生活保護受給世帯は従来どおり無料)

○金融機関の貸金庫を使用した書類等の預かりサービスの利用料
月額：500円

○当事業の利用者は、下のグラフのとおり年々増加し、平成17年度は354件になっています。平成18年10月1日から、今後も安定的なサービスの提供、活動費



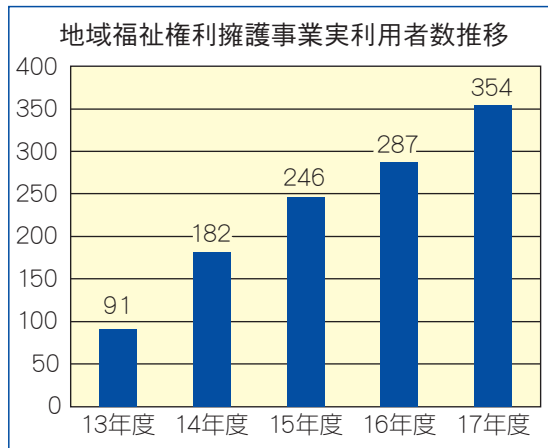
むつ市社会福祉協議会
専門員 二本柳 雅 大

本会が、基幹社協としてサービス提供する下北地域は、ご承知のとおり県内にあっても過疎化が進んでおり、高齢者自らの相談が数多く寄せられています。

中には、身内から受けている金銭的な虐待を涙ながらに語る高齢者もあり、専門員として重圧とともに、やりがいを感じながら業務を遂行しております。

一方で、本地域にはさらに援助を必要とする方も多く、地域住民や社会資源との連携のもとに潜在化するニーズ発見が求められています。

そのためには、関係各位のご協力が不可欠となりますので、さらなるご理解とご支援をお願いいたします。



用を確保するために、1回当たりの支援に対する利用料を1000円から1500円にすることといたしました。今後もより一層のサービスの向上・充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

青森県においても「介護サービス情報の公表制度」がスタートしました

介護保険法の改正により平成18年度から新たにスタートした本制度について、青森県知事は「報告、調査、公表計画」を8月に公表しました。県より指定を受けた青森県介護サービス情報公表センター及び調査機関である県社協は、この計画に基づいて事務を進めておりますので、対象事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

平成18年度(実施計画)	対象事業者	訪問介護 (200)	訪問介護 (79) 訪問入浴 (70) 訪問看護 (102) 福祉用具 (59)	通所介護 (277) 特定施設 (6) 介護老人福祉施設 (17)	居宅介護支援 (131)、介護老人福祉施設 (74)、介護老人保健施設 (55)	居宅介護支援 (239)	備考 ()の数字は対象事業者数
	内容						
	「基本情報」と「調査情報」の提出	9月20日迄	10月20日迄	11月20日迄	12月20日迄	1月20日迄	介護サービス情報公表センターに提出します。
	調査員による訪問調査	10月	11月	12月	1月	2月	指定調査機関である県社協が調査員を派遣します。
	「基本情報」と「調査情報」の公表	11月	12月	1月	2月	3月	介護サービス情報公表センターがインターネット上に公開します。
平成19年度から	上記に加え、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護療養型医療施設。						平成19年1月1日を基準日とし、対象事業者名の提出、調査、公表時期を定めた計画が、19年度当初に公表される予定です。
平成20年度から	調査研究や実施体制などの準備を経て、順次追加されます。						平成20年1月1日を基準日とし、対象事業者名の提出、調査、公表時期を定めた計画が、20年度当初に公表される予定です。

※制度の仕組みは、前回の福祉のひろばNo.19の特集をご覧ください。

グループ紹介

NPO法人 スポネット弘前

弘前市

子どもから高齢者、障害をもつ人たちなど地域住民のだけれども、いつでも、どこでもスポーツを楽しむことができ、スポーツを通して元気なまち創りを目指しています。

バレーボールやサッカーなどの定期的な教室や講習会のほか、講演会や世代間交流などのイベントも行っていきます。

勝負にこだわらず、スポーツを楽しむ

鹿内葵クラブマネージャーは「少子化のため、都市部であっても人数を集めてスポーツチームを作ることが大変になっていきます。部活やクラブ活動では勝負へのこだわりが強く、スポーツを楽しむことが難しくなってきました。そこで、気軽に楽しむ、仲間と交流できる場や機会を提供していきたい」と考えたのです」と設立の思いを語ってくれました。



親子レクのキンボール、みんなでトスを上げよう



土手町でスポーツチャンバラおじさんに負けないぞ！

今後は指導者養成等を目標に

「キッズスポーツひろば」では、身体能力の育成と仲間づくりを目指し、スポーツチャンバラや雪合戦などのニユースポーツ、正月あそびや巨大なゴム風船のようなキンボールを使ったレクリエーション活動などを行っています。

その他、教室型のコースとしてチビッコバスケットボールや若々しい健康を保つアソビエイジングエクササイズなどを行い、今後はスタッフの確保や指導者の養成とスキルアップ、種目を増やすことなどを目標にしています。

住所 〒036-8182 弘前市土手町178-5
連絡先 0172-32-6523
会員数約250名、スタッフ数34名
平成17年3月23日設立

こんな取り組みをしています！

施設紹介

八戸市



知的障害者グループホーム ソフィア

〒031-0814 八戸市大字妙字分枝33-3 TEL 0175-28-2311

賃貸の一戸建てに、30代から50代の男性4人が、家庭的な雰囲気の中、共同生活を送りながら就労しています。各部屋ごとに火災報知機が設置され、建物の外観からグループホームということは分かりません。家賃は1ヶ月2万円、食費や電気代を入れて、5万5千円から6万円程度です。

地域参加で見えてきたこと

分枝園長は「地域に根ざしたグループホームということ、町内会の交流会、清掃活動、運動会などの地域活動に参加しましたが、かえって利用者には重荷に感じさせてしまった」と振り返ります。「我々がいくらがんばったところで、参加する本人の気持ちを考えなくては、意義のない、形だけのものになります。この経験を生かして利用者の望む意識を大切にしながら、地域との関わり方を考えていきたい」とも話してくれました。

地域住民の視点から

些細なことによる、地域からの誤解や反発と常に背中合わせですが、問題が起きたときには、施設が責任を持って利用者をバックアップし、両者間における細やかな対応が求められます。「事業者の地域住民に対する視点だけではなく、地域住民の視点から見た、事業者の行為を客観的に見る姿勢が必要になると思います」と話す分枝園長は、現実をしっかりと見据えながら、自身の描く将来像の実現に取り組んでいます。



キッチンカウンターのある明るいリビング

おらほの社協 六戸町 ー経営の視点ー



〒039-2371
上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山3-9
六戸町老人福祉センター TEL 0176-55-2943

■問題点を探る

これまでの経営は、行政の補助や委託金頼みというのが正直なところ。独立採算とまではいかないまでも、これまでに以上に経営的視点が必要でしょう。六戸町社協の下田事務局長は、笑顔の内にも、強い危機感を覗かせます。

六戸町社協は、全社協の実施している「定点社協」の事業に取り組んでいます。この事業は全社協の経



笑顔で語る
下田事務局長



プレゼントをもらいっこり、サンタさんと記念写真

■住民に頼られる社協づくり

安定した経営を目指す一方で、サービス内容にも工夫を凝らし、「住民に頼られる社協づくり」にも力を入れています。サロン活

営診断を受け、その結果を基に、青森県社協から事業内容や収支の評価を受けるものです。「まずは問題点を探る」下田事務局長は事業取り組みのきつかけを、こう振り返ります。
同時に、印刷費や燃料代の節約など、細やかな経費節減ももちろん忘れていません。

動、子ども会への福祉出前講座などはもちろん、季節にあつた行事も六戸町社協の目玉事業です。
クリスマスには高校生がサンタクロースに扮して、子どものいる世帯にプレゼントを届けます。大晦日には、ボランティアが10名ほど参加し、80余りの高齢者世帯に手作りおせち料理を配達しています。子どもにも、高齢者にも喜ばれる、微笑ましい季節の便りです。

■粘り強い取り組み

多くの行事や町内会の集会等の時間を通じ、これらの取り組みをアピールし、社協活動の理解を促す説明も続けています。会員獲得への地道な活動です。
地域に寄り添い、サービスの質を向上させる粘り強い取り組みが、今後も続きます。



手作りおせちで良いお年を！

ネットワーク活動の強化！

民生委員・児童委員発 災害時 一人も見逃さない運動

平成19年度は、民生委員制度創設90周年を迎えます。これを記念して全国民生委員児童委員連合会では、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を合言葉に、災害時の要援護者支援に備えた活動を全国一斉に取り組むことになりました。

一運動のポイント一

- ①防災・減災に向け、自ら活動の総点検と関係機関・団体とのネットワークの構築
- ②緊急時における連絡網の整備

③地域の実情に応じて、要援護者のアンケート調査やマップづくり、などの具体的な実践活動の実施
本県においては、ここ数年豪雪により地域住民の生活に大きな影響を及ぼす事態となっているほか、水害や台風被害などが発生しており、多くの民生委員児童委員が除雪活動や安否確認、避難誘導などの活動を行いました。この運動をとおして、地域での日常的な支えあいと住民の絆をさらに深め、安心・安全な暮らしやすい地域づくりにつなげていくことを目指します。

福祉

つていっか、

県内にお住まいの
外国人にお伺いしました
あなたの幸せ何ですか



(中国・天津出身)
鄭興さん

来年、日本人の彼と結婚するのですが、彼の転勤先が青森で私も生活に慣れるために来たいです。
青森で初めて目にしたものは、雪かきセットです。スコップ？スノーダンプ？何をやるものかも分

かりませんでした。青森は豪雪地帯だと聞いていますので冬がとても恐怖です。

青森で初めて口にしたものは、寿司ネタの「いくら＆うに」です。中国にも寿司はありますが、いくらを寿司で食べるというのは初めてでした。うにはおいしいと食べる人の気持ちがわかりません。あと納豆もちよつと無理です。中国の話ですが、中国の学校教育は、保育所（幼稚園）から6・3・3教育を経て大学という流れが多いので、保育所を利用するお母さん方も日本と同じく多数います。ただ、日本と違うのは、仕事

です。家族との時間を大切にすることで定時で終わり、残業はほとんどありません。

介護についても、在宅での家族介護がほとんどで、老人施設は主流ではありません。利用するのは、金持ち層か貧困層かのどちらかです。

青森はきれいな街ですね。早く青森の住人になって、もっといろいろな場所に足を運んだり、温泉や足湯にも行きたいなあ。



佐藤義男前会長、 本会名誉会長に!!



佐藤義男前会長が名誉会長に就任しました。去る10月26日開催の本会理事会において同意を得て決まったものです。佐藤名誉会長は、昭和49年に本会の理事に就任、同時に副会長となり以後9期17年間務め、平成3年から平成17年3月までは会長として7期14年、本県の地域福祉の向上にリーダーシップを発揮されました。

このような永年にわたるご功績を讃え、今回の就任となったものです。白寿（99歳）を迎え、ますます壮健で、現在も青森県共同募金会会長として御活躍中です。

このように永年にわたるご功績を讃え、今回の就任となったものです。白寿（99歳）を迎え、ますます壮健で、現在も青森県共同募金会会長として御活躍中です。

経営相談Q&A 最近の相談事例から

Q-1 10万円以下の器具・備品も資産勘定？

5月末完成、6月開設予定の授産施設の建物について、その費用をすべて建設仮勘定としたので、本来消耗品となる10万円未満の器具及び備品類も、資産勘定として登記されたが間違いではないか。

A 間違いではありません。いわゆる10万円未満の非償却資産も、事業に使用したときに費用になるのであり、建設仮勘定を清算するときに消耗品等と振替えるのが妥当な会計処理です。

Q-2 支払資金残高の取り崩し仕訳は？

当年度の事業に、前期末支払資金残高を使うことにした。使うことに問題のない事業だが、この残高を取り崩し使うことにどのような仕訳が必要か。

A 普通、前期末支払資金残高は普通預金等の形で残っているはずですから、特別な仕訳は必要ありません。預金の取り崩しの形になります。当然ですが、理事会の承認が必要です。



経営相談員 山口
TEL 017-777-1294

第三者評価をぜひご活用ください！

福祉サービス第三者評価を実施すると、組織体制における課題の明確化やサービスの質の向上、事業所の取り組みのPRや職員の資質向上と意識改革など、様々なメリットがあります。ぜひご活用ください！

評価手数料：252,000円～
対象事業所：全ての福祉サービス事業所

申込方法：下記へ電話、FAX等にてお問い合わせください。

【第三者評価の申込・ご相談は】
青森県社会福祉協議会 経営部 評価担当
TEL 017-723-1391 FAX 017-723-1394

県社協から

行事のお知らせ

福祉の仕事一日相談

福祉の職場へ就職を希望する方に、仕事の内容や必要な資格、求人求職の動向などをわかりやすく説明します。福祉の仕事に関心のある方はどなたでも参加できます。

〔日程・会場〕

平成18年11月15日(水)
五所川原公共職業安定所
平成18年11月16日(木)
黒石公共職業安定所
平成18年12月1日(金)
むつ公共職業安定所
平成18年12月5日(火)
三沢職安 十和田出張所
平成18年12月6日(水)
三沢公共職業安定所

〔相談時間は全会場共通〕

9:00~12:00/13:00~15:00

参加費 無料

問合せ 県福祉人材センター
TEL 017-777-0012

ケアマネ合格発表について

平成18年度介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日は、平成18年12月5日です。合格者の受験番号は、青森県社会福祉協議会及び10市の社会福祉協議会で掲示するとともに、当協議会のホームページで発表します。電話での照会は受付しません。

福祉の仕事・相談フェア

福祉の職場へ就職を希望する方に、福祉施設等の人事担当者との個別面談の場を提供するとともに、仕事の内容や必要な資格、就職相談を行います。

〈弘前〉

期日 平成19年1月20日(土)
会場 弘前社会福祉センター2F
問合せ 弘前福祉人材バンク
TEL 0172-36-1830

〈八戸〉

期日 平成19年2月3日(土)

会場 八戸市総合福祉会館1F
問合せ 八戸福祉人材バンク
TEL 0178-47-2940

〈青森〉

期日 平成19年2月10日(土)
会場 県民福祉プラザ4F
問合せ 県福祉人材センター
TEL 017-777-0012

参加費 無料

受付 12:30から

開催 13:00から16:00

災害ボランティアコーディネーター養成研修

〈八戸会場〉

期日 平成19年1月23日(火)
会場 八戸市福祉公民館

〈十和田会場〉

期日 平成19年1月24日(水)
会場 十和田市体育館

〈弘前会場〉

期日 平成19年1月25日(木)
会場 青森県立武道館

〈青森会場〉

期日 平成19年1月26日(金)
会場 未定(青森市内)

※八戸会場はステップアップ編、その他の会場は基礎編

内容(基礎編)

10:00~12:00 「事例から学ぶ被災者支援の現場」

13:00~16:00 「被災者に寄り添った支援活動の手法とは？」

(ステップアップ編)

10:00~12:00 「災害救援活動の疑問と課題」

13:00~16:00 「被災者支援と復興に向けた有機的な連携とは？」

講師

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

桑原 英文氏

(全社協 災害ボランティアコーディネーター研修プログラム開発委員)

参加費 1,000円(資料・昼食代含む)

参加対象 市町村防災担当者、市町村社協職員、災害ボランティアに関心のある県民

問合せ 青森県ボランティア・市民活動センター

TEL 017-777-9301

広告募集

広報誌「福祉のひろば」に掲載する広告を募集しております。掲載希望の方は、下記へお問合せください。

経営部 指導担当 TEL 017-723-1391

寄付・預託の御礼

御協力ありがとうございました (7~9月分/敬称略)

■青森県社会福祉協議会への寄付

- ・第26回A TV杯ゴルフ大会 100,000円
- ・ホームウェルそご(相互建設工業) 23,500円
- ・(株)ホンダ四輪販売北・東北 70,610円
- ・匿名 23,140円

■青森県善意銀行

- ・成田園 お茶200g×10本
- ・新日本プロレス 招待券100枚
- ・うとうの会 10,000円
- ・藤はじめ 車イス10台
- ・青森銀行従業員組合
ベルマーク443.7点、使用済切手642枚、
使用済プリペイドカード259枚
- ・NPOモバイルコミュニケーション・
ファンド 500,000円
- ・匿名 5,000,000円
- ・匿名 500,000円

編集後記

平成13年度から発刊している広報誌「福祉のひろば」も第20号になりました。「福祉サービスをわ

かりやすく伝えよう」をモットーに掲載してきた特集も、17年度からは「県社協が関わる福祉サービス・事業等をわかりやすく紹介しよう」に視点を変えています。目まぐるしく変わる福祉制度に翻弄(?)されながらも今何を伝えるべきか、編集委員一同頭を悩ませながら取材・執筆しています。今回から送付先の一部にアンケートを入れております。読者からの声を今後の広報誌に生かしていくとともに、編集委員のやる気・一服の清涼剤にできれば幸いです。ご協力をよろしくお願いいたします。(M・A)

ホームページでも

「福祉のひろば」がご覧いただけます。

■発行所

〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号
県民福祉プラザ2階

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

TEL 017(723)1391 FAX 017(723)1394

URL <http://www.aosyakyo.or.jp>

E-mail fureai-net@aosyakyo.or.jp

■印刷所

株式会社コーセイ印刷